

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づく第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について  
(平成23年2月15日～3月16日 (セイヨウナタネ2件))

1. 意見・情報募集の対象となった第一種使用規程の承認申請案件

遺伝子組換え生物等の種類の名称	第一種使用等の内容
除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ ( <i>gat4621, Brassica napus L.</i> ) (61061, OECD UI:DP-061061-7)	隔離ほ場における栽培、保管、 運搬及び廃棄並びにこれらに付 随する行為
除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ ( <i>gat4621, Brassica napus L.</i> ) (73496, OECD UI:DP-073496-4)	隔離ほ場における栽培、保管、 運搬及び廃棄並びにこれらに付 随する行為

2. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・ 記者発表
- ・ 資料の配付

(2) 意見提出期間

平成23年2月15日(火)から3月16日(水)まで

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

3. 意見募集の結果 (関係省に提出された意見の合計)

意見提出数	5通
整理した意見数	2件

4. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について  
(平成23年2月15日～3月16日 (セイヨウナタネ2件))

意見分野	意見要旨	対応方針	件数
1 生物多様性影響・食品の安全性関係	<p>遺伝子組換えをしたセイヨウナタネの承認に反対です。セイヨウナタネは、油糧等に使用されています。食品として、飼料としての使用に問題がないか不安です。もし何か問題が生じれば速やかに対処して欲しいです。遺伝子組換え作物の安全性は、多くの方々の関心事です。少しでも危険なら、やめた方がよいと私は考えます。</p>	<p>遺伝子組換え技術は、人類が抱えるさまざまな課題を解決する有効な手段としての期待がある一方、当該技術を利用してつくられる生物を食品・飼料として利用するに際しての安全性や環境に悪影響を及ぼす可能性について懸念が持たれています。</p> <p>このため、我が国において遺伝子組換え農作物を使用するに当たっては、あらかじめ食品及び飼料としての安全、生物多様性への影響について、科学的な審査を行った上で、使用等の可否を判断しています。その際、食品としての安全性に関しては食品安全基本法及び食品衛生法に、飼料としての安全性に関しては食品安全基本法及び飼料安全法に、そして生物多様性影響に関する安全性についてはカルタヘナ法に基づいて審査を行います。</p> <p>生物多様性への影響があるかどうかについては、雑草化して他の野生植物に影響を与えないか（競合における優位性）、野生動植物に対して、有害な物質を生産しないか（有害物質の産生性）、導入された遺伝子が在来の野生植物と交雑して拡がらないか（交雑性）等の観点から、最新の科学的知見に基づいた審査を、農林水産省及び環境省で以下のとおり行っています。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 申請者から申請書とともに最新の科学データ、緊急時の措置を定めた計画書（緊急措置計画書）等を要求</li><li>② 提出データ等の妥当性等を確認</li><li>③ 学識経験者からの意見を聴取</li><li>④ 必要に応じて申請者に対して追加データ、試験等の要求</li><li>⑤ 承認の可否の判断</li></ol> <p>これらの結果、生物多様性に対し影響を生じさせるおそれがないと認められたもののみを承認しています。</p> <p>承認した後は、モニタリング調査の結果や、科学的な知見の充実など</p>	4

			<p>により、新たに生物多様性影響が生じるおそれがあると認められるに至った場合には、遺伝子組換え生物の使用方法を定めた第一種使用規程を変更又は廃止しなければならないとしているところです。</p> <p>さらに、仮に将来我が国の生物多様性への悪影響が生じた場合には、承認取得者自らが生物多様性影響を効果的に防止するために取るべき措置について定めた緊急措置計画書に従い、生物多様性影響を防止するための措置をとることとしております。</p> <p>加えて、主務大臣は、生物多様性影響を防止するため緊急の必要があると認めるときには、必要な限度において、当該遺伝子組換え生物等の使用者等に対して使用等の中止その他の必要な措置をとるべきことを命ずることとしており、このような措置により生物多様性に影響が生ずることがないように対応することとしています。</p> <p>なお、今後とも科学的な情報収集に努め、評価結果に影響を与えるような知見が得られた場合には、再評価の実施や第一種使用規程の見直しを行うこととしています。</p>	
2	生物多様性影響関係	遺伝子組換えセイヨウナタネの第一種使用の承認に賛成します。	<p>上記（回答1）のとおり、遺伝子組換え技術を利用してつくられる生物の中には、食品・飼料として利用した場合に人や家畜などへの悪影響や、輸入や栽培した場合に環境中へ放出され生物多様性に悪影響を及ぼす可能性を持つものがあるので、それぞれの法律に基づいて個別の案件ごとに安全性の審査を行い、安全と評価されたもののみ承認しています。</p>	2

注 件数欄の件数は重複もあるため、合計が意見提出数と一致しません。